

法務局への事業変更登記の申請

組合は、定款変更の手続によって事業を変更することができる。

組合が事業を変更したときは、定款変更に関する行政庁の認可の日（認可の告知のあった日）から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に事業の変更の登記を申請しなければならない（組合法86、団体法5の23V、54）。

この場合には、申請書に記載すべき事項中、変更後の事業及び変更の年月日は、目的欄の用紙と同一の用紙に記載することを要する（法規9、商規80）。

1．変更期限 定款変更に関する行政庁の認可書が組合に到達した日から2週間以内

2．作成部数 1部（法務局）

3．提出書類（A4サイズ）

（1）総会議事録（原本または原本証明した写し）

（2）定款変更の認可書

（3）委任状（代表理事本人以外の方が申請する場合）

4．作成上の注意点

様式集ダウンロードページの「作成上の注意点」を参照のこと

5．根拠法

中小企業等協同組合法（第86条）

（変更の登記）

第86条 第83条第2項（『事業』を含む）又は第4項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければならない。

6．罰則その他

この法律に定める登記を怠ったとき、組合の発起人、役員又は清算人は、20万円以下の過料に処する。（中小企業等協同組合法 第115条第2号）